

## 会報2025年12月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



外部リンク

[U R L](#)[西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

12月1日(月)掲載

### 「お知らせ」

- ◇ 【投票のお願い】愛知最低賃金の周知ポスター選考 投票期間～12月7日
- ◇ 【実施日の変更】保護具着用管理者  
変更前12日(金)→変更後12月17日(水) にししん文化会館
- ◇ 【ご連絡】 安全経営あいち賛同書 12月末日までに、監督署へ提出ください  
今後賛同予定の会員さまは 1月22,23日安全衛生推進者養成、  
又は 下記の安全管理者選任時受講で賛同できます
- ◇ 【2月講習案内】 2026年2月5, 6日 職長教育 注1) にししん文化会館  
2026年2月27日 安全管理者選任時 注2) にししん文化会館  
注1) 2020年度に安衛法で強化された 職長教育、新人受け入れ時教育を  
受講されているか今一度ご確認ください  
注2) 考え方の安全経営あいちに沿った やり方を西尾モデルと称して提示  
目的は会員の初期工数低減 下記エクセル、PPをCDにして全て無料配布  
①R5発行 数字で判断できる程度判断基準  
マネジメントに使える“18の鉄則”  
②R6発行 義務化対応 1年内に形にできる“新しい化学物質管理”  
③R7発行 来期は全体に戻る 全体をどう診るかの事例(間に合いました)  
これでお渡ししたかったものが完結しました 是非参加ください  
この講習受講で安全経営あいちに賛同できます
- ◇ 【ご連絡】 来期2026年度 西尾会場 講習会計画案です  
<新設>熱中症予防管理者教育 6月と7月上旬(昼夜勤対応)  
義務化は重篤化しない管理ですが、西尾は皆様の声を反映して  
①まず全体STOP②熱源編 どう調べるか ③熱中症にならない管理  
④そして義務化の重篤化しない管理  
の4つで事例を多用した講習内容を準備してまいります

### 「会報」

- ◇ 【安全課より】令和7年度 職場の年末安全衛生推進運動
- ◇ 【賃金課より】 最低賃金ポスター 投票リーフレット
- ◇ 【指導課より】 12月はハラスマント撲滅月間
- ◇ 【監督署より】 監督署の窓 様式第5号と様式第16号の3の作成の注意点
- ◇ 災害統計 ◆年間 愛知県と西尾市 ◆10月単月西尾市

### 「講習・セミナー」

詳しくは西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

明るい新年

みんなで迎える

無災害



あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年へ

愛知 Aichi Labour Bureau 安全経営あいち<sup>®</sup>  
労働局 & Labour Standards  
Inspection Office  
労働基準監督署



運動期間：2025年12月1日～31日

あいち安全経営本部<sup>®</sup>  
リスクアセスメントを行いISO9001等の認証を取得

## 労働者の皆さん・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 事業者の皆さん・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
  - 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
  - 作業手順を決めていますか？
- 臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
  - 階段に手すりを設置していますか？
  - 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めっていても
    - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
    - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
    - ・どのように待つか決めていますか？
  - 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
  - あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。



# 事業主の皆さんへ

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えるかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。事業主の皆さんも、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じ、社内での周知・啓発にお取組みいただきますようお願いいたします。

### 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」（厚生労働省主催）

12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みURL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>】



令和7年6月に労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(公布日：令和7年6月11日)

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

### カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
  - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - 相談体制の整備・周知
  - 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。



改正法愛知労働局  
特設ページ（最新  
情報を掲載します）

### 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
  - 相談体制の整備・周知
  - 発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）



事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



初開催

# 愛知県最低賃金 ポスターデザインコンテスト

ただいま 開催中

～広く皆様から、最低賃金周知用ポスターの  
イラストデザインを選ぶ投票を募集しています～

令和7年10月18日より  
愛知県最低賃金  
時間額 1,140 円



ポスター DESIGN を  
選んでみませんか  
**投票をお願いします**

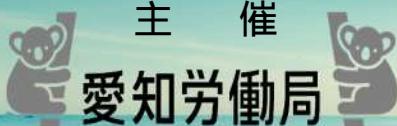
## 投票方法・期間

(原則) インターネットにて投票

愛知労働局ホームページ内  
コンテスト特設ページから投票  
期間：11月12日(水)～12月7日(日)

(特別) 応募作品特別展示会場にて投票

ナディアパーク(名古屋市中区栄3-18-1)  
2階アトリウムオープンスペース  
期間：11月17日(月)～11月21日(金)  
11/17 13:00～20:00  
11/18～20 9:00～20:00  
11/21 9:00～12:00



最低賃金は、働くわたしたちを  
支えてくれてるんだね

〒460-8507  
愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館4階  
愛知労働局 労働基準部 賃金課  
電話：052-972-0257



僕らの手でポスターDESIGNに投票して、  
愛知県中にしっかり最低賃金を広めよう

## 「様式第5号と様式第16号の3の作成の注意点」

今回は様式第5号と様式第16号の3でよくある間違いや注意点について紹介します。業務の参考にしてください。

### ① 請求書の印字について

請求書を厚生労働省のホームページからダウンロードする際に、請求書のサイズを変更してしまうと、機械に読み込めないため印刷する際は請求書のサイズを変更しないようにお願いします。

### ② 災害発生の事実を確認した者の氏名と職名

様式第5号では表面の⑯の欄、様式第16号の3では裏面の（ル）の欄は、よく記入漏れが見受けられます。

また、よく問合せであるのが「実際に災害を見た人がいない場合」の記入については、災害の報告を最初に受けた人の氏名と職名を記載してください。

### ③ 災害の原因及び発生状況

様式第5号では表面の⑰の欄、様式第16号の3では裏面の（ヌ）の欄は、処理を行う上で最も重要な個所となります。そのため、具体的にかつ詳細に記入をしてください。ここでは記入する際の注意するポイントを一部あげたので参考にしてください。

#### I. 文字だけで災害時の内容を説明しにくい時

文字だけでは説明しにくい場合や請求書の欄では書ききれない場合は、負傷時の作業環境の写真や図などを記載した別紙を作成して添付することが可能です。なお、別紙をつける際は請求書にホッチキス止めしていただきますようお願いします。

#### II. 重量物を扱った際の災害

重量物を扱ったことで負傷した時は、扱っていた重量物の重さや形状、重量物を扱った時の姿勢や持ち方を記載してください。また、上記Iのように、文字だけでは説明しづらい場合は重量物等の写真や図を添付していただいても問題ありません。

#### III. 機械油や薬品などを扱った際の災害

機械油や薬品を扱った時の災害では、扱った物の正式名称を記載して下さい。また、扱った薬品等の成分などの詳細を記載していただくと処理を行う上で参考になるため、ご協力ををお願いします。

## IV. 熱中症

熱中症の場合は、熱中症が発症する前の被災者の体調や持病の有無、作業していた場所の温度や湿度等を書いていただくようお願いします。

## V. 負傷日と初診日が異なるとき

負傷した日と病院へ受診した日が異なる場合は、受診するまでの経過を記載してください。

### ④ 負傷部位の左右誤り等

発生状況を記入する欄で「左足をぶつけて骨折をした」との記載がある一方で、病院の書類には「右足骨折」といった左右誤りがよく見受けられます。そのため、負傷部位を記入する際はご注意ください。

### ⑤ 通勤経路の記入漏れ

様式第16号の3の裏面にある（リ）の欄は災害時の通勤経路等を記入することとなっていますが、この欄の記入漏れがよく見受けられます。もしこの欄のマスの大きさの都合で記入ができない場合は、別紙を添付しての提出も可能ですので、いずれかの方法で記載してください。

### ⑥ 労働者の所属事業場の名所・所在地

会社証明欄のすぐ下にあります、「労働者の所属事業場の名所・所在地の欄」の記入漏れがよく見受けられます。この欄では処理を行う管轄の監督署の判断で必要となるため必ず記載してください。もし、会社証明欄に記載した事業場が被災した労働者の所属と同じ場合は「同上」と記載してください。

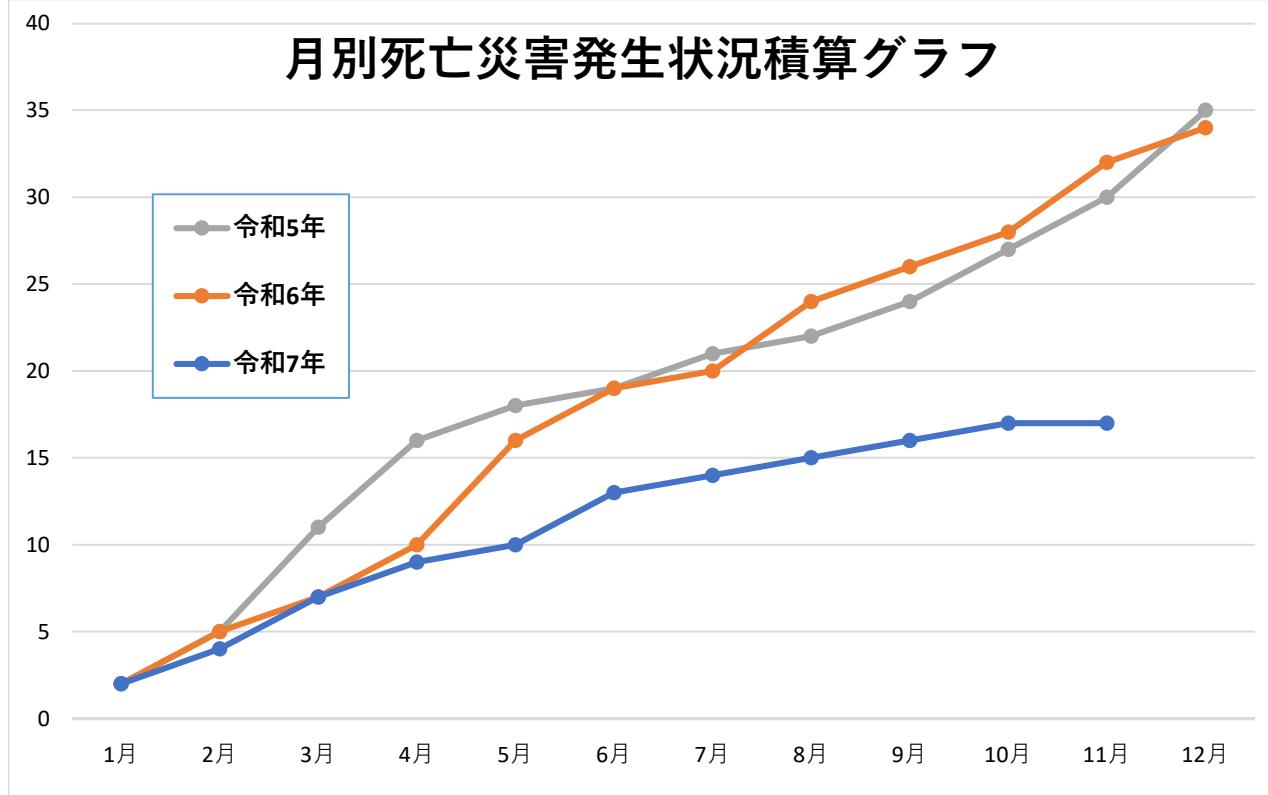
## 最後に

今回紹介したのは、よくある例を挙げての説明でしたが、災害発生状況等から記入方法に迷うことがあるかと思います。そのため、請求する上でご不明な点等がございましたら、所轄監督署労災担当にご相談ください。

**愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年11月6日 現在の速報値）**

※（ ）内は交通事故による死者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製造業	5	5 (1)	8 (1)	
食料品製造業			1	
化学工業	1			
鉄鋼・非鉄金属	2			
金属製品		1	1	
一般・電気・輸送用	1	2 (1)	3 (1)	
その他の	1	2	3	
建設業	3	6 (1)	9 (2)	
土木工事業	1		2 (1)	
建築工事業		3	3	
その他の	2	3 (1)	4 (1)	
陸上貨物運送事業	4 (3)	2	3 (1)	
商業	2 (2)	6 (5)	9 (6)	
卸売業	1 (1)		1	
小売業	1 (1)	5 (4)	7 (5)	
その他の		1 (1)	1 (1)	
清掃・と畜業	1	1	2	
上記以外の事業	2 (1)	3 (1)	3 (1)	
合計	17 (6)	23 (8)	34 (11)	

**月別死亡災害発生状況積算グラフ**


発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をパケットでつかみ、巻き上げたところ、パケットが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を落とす作業をしていた被災者が、パケットと船倉壁面に挟まれ死亡したもの。			
	事業場 規模	10 ~ 29名	業種	港湾運送業	40代 積み卸し作業者 経験 1年
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダーのパケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。			
	事業場 規模	9名以下	業種	土木工事業	60代 その他の運転手 経験 30年
R7.2.4. 2025 16:15	もつれ等 起因物なし	会社倉庫の駐車場においてアスファルトを歩いた際、誤って足がもつれ滑って転倒し、後頭部をアスファルトで打撲。			
	事業場 規模	10 ~ 29名	業種	道路貨物運送業	60代 貨物自動車運転手 経験 0年
R7.2.6. 2025 12:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	農作物を自動車で運送している途中で、停止していたトラックに気づかず追突し、死亡したもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	農業	50代 農耕従事者 経験 1年
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したもの。			
	事業場 規模	300 ~ 499名	業種	輸送用機械等製造業	40代 その他の職種 経験 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したもの。			
	事業場 規模	100 ~ 299名	業種	化学工業	10代 製造業 経験 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	商業	70代 配達員 経験 15年
R7.4.1. 2025 10:30	2メートル未満からの 階段・さん橋	2階から1階にかけての階段で、掃除機をかけながら後ろ向きに降りていたところ、階下に転落し、その後亡くなったもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	清掃・と畜業	70代 清掃員 経験 7年
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。			
	事業場 規模	1000名以上	業種	鉄鋼業	20代 製銘工、製鋼工 経験 5年
R7.5.19. 2025 14:30	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	倉庫のコンテナ内で作業を行っていた被災者が、フォークリフトで荷が積み込まれた際に、その荷とコンテナ内にある荷との間に挟まれ、亡くなったもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	鉄鋼業	60代 作業員 経験 6年
R7.6.8. 2025 9:35	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	店舗商品を納品するため路上駐車し、納品終了後次の店舗に向かう前に荷室の荷物整理を行っていたところ、後方に車両が追突し負傷し、医療機関に救急搬送されたが亡くなったもの。			
	事業場 規模	30 ~ 49名	業種	道路貨物運送業	50代 貨物自動車運転者 経験 5年
R7.6.23. 2025 13:25	感電 電力設備	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電し被災したもの。			
	事業場 規模	500 ~ 999名	業種	パルプ・紙・紙加工品製造業	30代 作業者・技能者 経験 13年
R7.6.27. 2025 4:00	交通事故(道路) トラック	交差点付近で、被災者が運転していた大型トラックが、停車していた大型トラックの後部に追突したもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	道路貨物運送業	60代 貨物自動車運転者 経験 41年
R7.7.15. 2025 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が運転する中型トラックが前方の大型トラックに追突し、心肺停止で死亡が確認されたもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	道路貨物運送業	40代 トラック運転手 経験 0年

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R7.8.25. 2025 11:50	感電 電力設備	電気使用設備追加工事の受注にあたって事前確認のため分電盤を開き、余剰能力の確認を行っていたところ分電盤内の活線に触れ感電し、死亡したもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	他の建設業	20代 電気工 経験 5年
R7.9.27. 2025 12:00	飛来・落下 混合機、粉碎機	破碎機の破損した軸と軸受の交換作業中、ジャッキで支えていた破碎機の稼働刃が落下、被災者の下半身に落ち、死亡したもの。			
	事業場 規模	9名以下	業種	他の建設業	40代 建設作業員 経験 19年
R7.10.7. 2025 12:00	交通事故(道路) トラック	被災者が、商品を配送するため道路をトラックで運転中、左カーブを全く曲がらなかつたため、トラックがガードレールに激突し、反対車線まで跳ね返った後、停止した。被災者は、その後、死亡が確認された。			
	事業場 規模	9名以下	業種	商業	60代 運転者 経験 5年

# 令和7年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年10月末現在

業種	年別		令和7年		令和6年		増減	
	死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率		
製造業	44		52		-8	-15.4%		
製造業	食料品製造業	3		8	-5	-62.5%		
	織維工業	5		4	+1	+25.0%		
	鉄鋼業	8		5	+3	+60.0%		
	金属製品	6		5	+1	+20.0%		
	一般機械器具	3		3	0	0.0%		
	輸送機械製造	4		12	-8	-66.7%		
	上記以外の製造業	15		15	0	0.0%		
建設業	9		10		-1	-10.0%		
建設業	土木工事業	2		5	-3	-60.0%		
	建築工事業	3		4	-1	-25.0%		
	その他の建設業	4		1	+3	+300.0%		
陸上貨物運送事業	11		7		+4	+57.1%		
小売業	18		16		+2	+12.5%		
小売業	新聞販売	4		2	+2	+100.0%		
	その他の小売業	14		14	0	0.0%		
通信業	4		3		+1	+33.3%		
社会福祉施設	7		10		-3	-30.0%		
飲食店	5		3		+2	+66.7%		
清掃・と畜業	3		4		-1	-25.0%		
上記以外の事業	21		16		+5	+31.3%		
合計	122	0	121	0	+1	+0.8%		

※ 死亡者数は内数

## 岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年10月末現在)

業種	7年10月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期	業種	7年10月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期
製造業	小計	2	44	52	土石採取業		
	食料品製造業	1	3	8	建設業	1	9
	繊維工業・繊維製品製造業	1	5	4	道路旅客運送業		2
	木材木製品・木製家具製造業		1		道路貨物運送業		11
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業			7
	化学工業		3	7	商業	2	21
	窯業・土石製品製造業		1	3	金融・廣告業	1	5
	鉄鋼業・非鉄金属製造業		17	7	保健衛生業		10
	金属製品、金属家具製造業		6	6	接客娛樂業	2	9
	一般機械器具製造業		3	3	清掃業		3
	電気機械器具製造業		1		ビルメンテナンス業		
	輸送用機械器具製造業		4	12	その他事業		8
	その他の製造業			合計	8	122	121

( ) 内は死亡者数を外数で表す。